

○大網白里市企業等誘致条例

昭和61年3月28日条例第11号

改正

平成24年12月14日条例第18号

平成31年3月26日条例第4号

令和6年3月19日条例第20号

大網白里市企業等誘致条例

(目的)

第1条 この条例は、市内に事業所を新設する企業等に対し、この条例に規定する奨励措置を講ずることにより、企業等の誘致の推進を図り、もって産業の振興、雇用の促進等に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所 規則で定める事業所であつて、規則で定める事業の用に供するものをいう。
- (2) 企業等 会社その他の事業を営む者をいう。
- (3) 奨励措置適用事業所 第4条の規定により指定を受けた事業所をいう。
- (4) 新規雇用者 常用雇用者のうち、奨励措置適用事業所の新設に伴い、当該奨励措置適用事業所の事業開始日前1年以内に新たに期間の定めのない労働契約を締結し雇用されたものをいう。
- (5) 投下固定資産 事業所の設置のために取得した地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する土地、家屋及び償却資産をいう。
- (6) 常用雇用者 事業所において雇用される雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者をいう。

(奨励措置)

第3条 市長は、奨励措置適用事業所を運営する企業等に対し、次の各号に掲げる奨励金を交付することができる。

- (1) 企業等立地奨励金
- (2) 雇用促進奨励金

2 企業等立地奨励金は、奨励措置適用事業所に係る固定資産税の納税相当額を限度とする。ただし、当該奨励金の交付対象期間は、当該奨励措置適用事業所の事業開始後最初に固定資産税を賦課する年度を初年度とし、3年間とする。

3 雇用促進奨励金は、奨励措置適用事業所の事業開始日から同日から起算して1年を経過した日までの間において市内に住所を有する新規雇用者の数に10万円を乗じて得た額（1,000万円を限度とする。）とする。ただし、当該奨励金の交付は、同日後1回限りとする。

(指定)

第4条 前条の奨励措置の適用を受けようとする企業等は、あらかじめ、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があつたときは、これを審査し、適当と認めるときは、奨励措置適用事業所として指定する。

(指定の基準)

第5条 奨励措置適用事業所の指定を受けることができる事業所は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 投下固定資産の総額が1億円以上であること。
- (2) 常時雇用者の数が5人以上であること。

(申請書の変更届出)

第6条 奨励措置適用事業所を運営する企業等は、申請した事項に変更を生じたときは、直ちに市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、奨励措置適用事業所の指定を継続する。

(指定の取消又は奨励措置の停止)

第7条 市長は、現にこの条例に基づく奨励措置を受けている企業等が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、指定を取り消し、又は奨励措置を停止することができる。

- (1) 奨励措置適用事業所の事業開始が著しく遅延したとき。
- (2) 事業を廃止若しくは休止したとき、又は廃止若しくは休止の状況にあるとき。
- (3) 第5条各号に掲げる基準を満たさなくなったとき。
- (4) 市税その他市に納付すべき使用料等を滞納したとき。
- (5) 法令違反その他奨励金を交付することが不適當であると市長が認めるとき。

2 市長は、不正の行為により奨励措置を受けた企業等に対し、その指定を取り消すとともに、既に交付した奨励金の全部を返還させることができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年12月14日条例第18号)

この条例は、平成25年1月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月26日条例第4号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月19日条例第20号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。